

謝金に関する規定

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本ゴールボール協会（以下「協会」という）が支払う謝金について必要な事項を定めることを目的とする。

(謝金対象者)

第2条 協会役員および職員以外の者を、この規程による謝金対象者とする。

(謝金の対象となる事業)

第3条 謝金の対象となる事業は、理事会及び理事又は委員長が協会業務の遂行にとって必要もしくは有益であると判断し許可した事業（国内外を問わない）とする。

(事業出席謝金)

第4条 第3条に定める事業に出席した第2条に定める謝金対象者には、対価として謝金を支払うことができる。

(原稿執筆謝金)

第5条 事業の運営及び活動に必要な原稿を執筆した者には、対価として謝金を支払うことができる。

(講師謝金)

第6条 事業の運営及び依頼活動に必要な講師をした者には、対価として謝金を支払うことができる。

(謝金の単価)

第7条 謝金の単価は、別表に示し、事業出席謝金は、1日の単価としては6時間以上とし、3時間以内を半日とする。ただし、3時間を超えた場合は1日として切り上げて処理する。

2 会長又は委員長は、必要に応じて、前項の謝金単価を減額することができる。

3 理事の過半数の合意があった場合に限り、同条1項の謝金単価を増額することができる。

(原稿執筆謝金の単価)

第8条 原稿執筆謝金の単価は、原稿の文字数を400字詰に換算して、400字詰当たり10000円とする。なお、400字未満は400字に切り上げて処理するものとする。また、翻訳等の外国語を要する原稿に関しては、上記の謝金の単価を1.5倍として計算した額とする。

2 会長又は委員長は、必要に応じて、前項の原稿執筆謝金の単価を減額することができる。

3 理事の過半数の合意があった場合に限り、同条1項の原稿執筆謝金の単価を増額することができる。

(講師及び職種の謝金単価)

- 第9条 講師・職種謝金の単価は、別表に定める単価とする。
 講師謝金は、1日の単価としては6時間以上とし、3時間以内を半日とする。ただし、3時間を超えた場合は1日として切り上げて処理する。
- 2 助成金によって支払われる謝金については、支払い手引きに定められた金額とする。
 - 3 会長又は委員長は、必要に応じて、前項の講師謝金の単価を減額することができる。
 - 4 理事の過半数の合意があった場合に限り、同条1項の講師謝金の単価を増額することができる。

表 1 謝金単価表

区分	単位	金額（円）	備考
医師	日	30000	
看護師	日	20000	
トレーナー（国家資格所持者）	日	20000	
通訳	日	20000	
強化コーチ	日	20000	
その他：専門スタッフ	日	10000	
メダリスト派遣	日	25000	
パラリンピアン	日	20000	
その他：強化選手	日	10000	
理事会が認めたもの	日	20000	

（交通費及び宿泊費等の実費の支給）

- 第10条 第2条に定める謝金対象者には、第7条、第8条及び第9条に定める謝金の単価に加えて、交通費及び宿泊費等の実費相当額を支給する。
- 2 会長又は委員長は、必要に応じて、前項の交通費及び宿泊費等の実費相当額を減額ができると共に、千円未満の端数を切り上げて支給することができる。

（改正）

- 第11条 この規程の改正は理事会にて行う。

（雑則）

- 第12条 この規定に定めのない事項については、理事会に諮って別に定める。

附 則

- この規程は、2021年4月1日に遡って適用する。
 この規程は、2024年2月20日に改定